

兵庫県特定不妊治療費助成事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴う申請要件緩和について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、申請条件が緩和されています。申請の時は、下記の表をご確認ください。

* 令和2年4月1日以降に治療が終了したものが対象です

	従来の要件	緩和される要件
年 齢	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	令和2年3月31日時点で妻が42歳の場合は、 <u>44歳未満</u>
助成回数	40歳未満:6回まで 40歳以上43歳未満:3回まで	令和2年3月31日時点で妻が39歳の場合は、 <u>41歳未満</u> 令和2年3月31日時点で妻が42歳の場合は、 <u>44歳未満</u>
所 得	前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の夫婦合算の所得額が730万円未満	<p>* <u>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から治療得を延期した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請が6月以降となり、前年の所得が730万円以上で前々年の所得が730万円未満であれば、<u>前々年の所得で申請可能</u> <p>* <u>新型コロナウイルス感染拡大のため前年の所得が730万円以上であっても、所得が急変し本年の所得が730万円未満となる見込みの場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 助成の対象とする: 所得急変の確認書類提出(所得急変前の課税証明書、会社作成の給与見込み、計算の対象月の給与明細、賞与明細等)
申請期限	年度内か治療終了日から3か月以内のいずれか遅い日	<p>新型コロナウイルス感染防止の観点から申請が出来なかった場合は、<u>令和2年度内に申請を行うことができる。</u></p> <p>この場合に提出すべき書類は、治療が終了(医師の診断に基づきやむを得ず治療を終了した場合は治療が終了した日)時点の要件を証明できるものとする。(詳細は裏面を参照)</p> <p>* 対象は、令和元年度内に治療が終了したもの</p>

◇ 詳しくは管轄の健康福祉事務所までお問い合わせ下さい

新型コロナウイルス感染拡大に伴う不妊治療延期に関するQ&A集

カテゴリ	質問内容	回 答
年齢の考え方について	具体的にどのような年齢の方が、どのような取扱いとなるのか	令和2年3月31日時点で既に43歳→対象外 令和2年4月1日以降に43歳になる→対象 令和2年3月31日時点で既に40歳→ 通算回数3回 令和2年4月1日以降に40歳になる→ 通算回数6回
所得について	各種所得や控除の額は、申請者の申告のみでよいか	金額を計上する場合、その額を算出した根拠となる資料の提出が必要。前年の所得証明等により確認
	令和2年の推計所得で助成対象としたが、収入が回復し所得要件を満たさないことが判れば、返還しなければいけないのか。	申請時の状況で助成対象となって、その後所得に変動があっても、返還の必要はありません。
	所得補償を目的とする各種給付金も収入に含めるのか。	税制上、収入とされるものについては、収入に含めて計算してください。
	新型コロナウイルスの影響により治療を延期したことや所得が急変したことについて何らかの証明が必要か。	本人の申告に基づいて取り扱います
申請期限について	新型コロナウイルス感染防止の観点から、期限内に申請に行けなかったが、申請期限を過ぎてしまうと受理してもらえないのか。 <u>例</u> 令和2年1月に治療が終了し、4月までに申請しなければならなかった場合の必要書類は？	令和元年度に治療が終了した方については、令和2年度内は申請が可能です。その場合の提出書類は、①兵庫県特定不妊治療費助成事業申請書②兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明証③戸籍謄本(必須)④夫婦であることが確認できる記載がある住民票⑤夫及び妻の所得額を証明する書類でいずれも本来の申請期限時点の対象要件を満たすことが証明できる書類(発行日は問わない) <u>例の回答</u> ①・②・③は本来申請すべき日の書類 ④は現時点のものでも可 ⑤は平成30年度分
	申請期限が過ぎているので無理だと思い、医療機関の領収書・受診等証明証を破棄してしまったがどうすればいいか。	受診した医療機関で支払証明証等を発行してもらってください。受診等証明証は、再発行を依頼してください。